

芝浦港南地区総合支所管理課  
保 育 課

## 台場保育園での一時保育の実施について

乳幼児の一時預かりや一時保育のサービスを実施していない台場地域において、令和7年5月から、新たに台場保育園を活用し一時保育を実施します。

### 1 経緯

子育てひろばあっぴいでは、保護者の社会参加やリフレッシュなど理由を問わず乳幼児を一時的に預かる、乳幼児一時預かり事業を実施しています。また、区内の認可保育園9園と認定こども園1園では、同様に一時的に保育が必要な児童を預かる一時保育を実施しています。

台場地域では、あっぴい台場の運営スペースが手狭なため、乳幼児一時預かり事業を実施しておらず、台場保育園でも保護者の出産や疾病等を理由とした緊急一時保育は実施していますが、理由を問わず利用できる一時保育は実施していません。

このため、台場地域に居住する区民が乳幼児の一時預かりを利用するためには、台場地域外のあっぴいや保育園を利用しなければならず、送迎に時間を要するなど負担が大きい状況です。

また、令和5年11月に実施した「港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査」において、芝浦港南地区は「不定期の教育・保育事業などを今後利用したい」と回答している割合が5地区の中で最も高く、ニーズの多い地域となっています。

こうしたことから、台場地域の居住者など区民が一時的に保育を必要とする際に、台場地域で子どもを預けられる環境を整備するため、台場保育園において一時保育を実施します。

### 2 実施概要

実施施設：区立台場保育園

実施場所：フリースペース（23.8㎡）

対 象：港区在住の生後4か月から小学校就学前の集団保育が可能な児童

利用定員：1日2人

利用時間：月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く。）

午前9時から午後5時まで

利用料金：1日ひとり3,000円

5時間以内ひとり1,500円

※生活保護世帯・住民税非課税世帯の児童、多胎児（双子・三つ子等）が同時に一時保育を利用した場合の、2人目以降の児童の利用料の免除制度があります。

※一時保育のその他の運営方法は、他の直営実施園と同様とします。

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和7年3月 区民への周知

4月 利用登録受付開始・面接

5月 一時保育開始